

○文部科学省告示第百二号

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年八月六日

文部科学大臣 盛山 正仁

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示

学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成六年文部省告示第百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号。以下「規則」という。）<u>第三条第一項第十一号の書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>一 理事が私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有することを証する書類</p> <p>二 監事が学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を</p>	<p>第一条 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号。以下「規則」という。）<u>第二条第一項第八号の書類は、役員が学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有することを証する書類とする。</u></p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

有することを証する書類

三 評議員が学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解

し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有することを証する書類

第二条 規則第三条第二項第八号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 寄附の収納状況等を明らかにする書類
- 二 財産の一覧について公認会計士の監査の結果を記載した書類
- 三 予算書の内容を補足する書類

第三条 規則第四十四条第一項第三号の書類は、現行の寄附行為とする。

第四条 規則第四十四条第二項第三号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、現行の寄附行為とする。

第五条 規則第四十四条第三項第三号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、第二条各号に掲げる書類とする。

第六条 規則第四十四条第七項第四号の書類は、第二条各号に掲げる書類とする。

第七条 規則第四十五条第一項第五号の書類は、現行の寄附行為並びに第二条第二号及び第三号に掲げる書類とする。

第八条 規則第四十五条第二項第四号の書類は、現行の寄附行為とする。

第九条 規則第四十七条第一項第六号の書類は、現行の寄附行為とする。

「号を加える。」

第二条 規則第二条第二項第七号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 寄附の収納状況等を明らかにする書類
- 二 財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類
- 三 予算書の内容を補足する書類

第三条 規則第四条第一項第三号の書類は、現行の寄附行為とする。

第四条 規則第四条第二項第三号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、現行の寄附行為とする。

第五条 規則第四条第三項第四号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、第二条に掲げる書類とする。

第六条 規則第四条第七項第四号の書類は、第二条に掲げる書類とする。

第七条 規則第四条の二第一項第五号の書類は、第二条第二号及び第三号に掲げる書類とする。

「号を加える。」

第八条 規則第五条第一項第六号の書類は、現行の寄附行為とする。

第十条 規則第五十七条第二項第二号の書類は、現行の寄附行為とする。

第十一条 規則第五十七条第三項第三号の書類は、第二条各号に掲げる書類とする。

第十二条 規則の規定により文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

提出すべき書類		様式
一	規則第三条第一項の認可申請書	様式第一—一号
二	規則第四十四条第一項及び第二項の認可申請書	様式第一—二号
三	規則第四十五条各項の認可申請書	様式第一—二号
四	規則第四十六条第二項の届出書	様式第一—三号
五	規則第四十八条第一項の認可申請書	様式第一—四号
六	規則第五十七条第一項の認可申請書	様式第一—五号
七	規則第三条第一項第三号の書類	様式第二—一号
八	規則第三条第一項第五号口からへまでの書類	様式第三—一号
九	規則第三条第一項第六号口から二までの書類	様式第三—二号
十	規則第三条第一項第七号口からへまでの書類	様式第三—三号
十一	規則第三条第一項第八号口から二までの書類	様式第三—四号
十二	規則第三条第一項第九号の書類	様式第四号

第九条 規則第九条第二項第二号の書類は、現行の寄附行為とする。

第十条 規則第九条第三項第三号の書類は、第二条各号に掲げる書類とする。

第十一条 規則の規定により文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

提出すべき書類		様式
一	規則第二条第一項の認可申請書	様式第一—一号
二	規則第四条第一項の認可申請書	様式第一—二号
三	規則第四条の三第二項の届出書	様式第一—三号
四	規則第六条第一項の認可申請書	様式第一—四号
五	規則第九条第一項の認可申請書	様式第一—五号
六	規則第二条第一項第三号の書類	様式第二—一号
七	規則第二条第一項第五号の書類	様式第三号
八	規則第二条第一項第六号の書類	様式第四号

十三	規則第三条第一項第十号の書類	様式第五号
十四	規則第三条第二項第一号の書類	様式第六号
十五	規則第三条第二項第六号の書類	様式第七号
十六	規則第三条第二項第七号の書類	様式第八号
十七	規則第四十四条第一項第二号イの書類	様式第二十二号
十八	規則第四十四条第三項第一号の書類のうち、開設年度の前々年度の財産の一覧その他の最近における財産の状況を知ることができる書類	様式第六号
十九	規則第四十四条第三項第一号の書類のうち、開設年度の前年度の予算書	様式第七号その二

第十三条 第一条各号及び第二条各号に掲げる文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

	提出すべき書類	様式
一	第一条各号の書類	様式第九号
	〔略〕	〔略〕

〔条を削る。〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
別表第一から別表第三までを削る。

九	規則第二条第一項第七号の書類	様式第五号
十	規則第二条第二項第一号の書類	様式第六号
十一	規則第二条第二項第六号の書類	様式第七号
十二	規則第四条第一項第二号イの書類	様式第二十二号
十三	規則第四条第三項第一号の書類のうち、開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類	様式第六号
十四	規則第四条第三項第一号の書類のうち、開設年度の前年度の予算書	様式第七号その二
十五	規則第四条第三項第二号の書類	様式第八号

第十二条 第一条及び第二条に規定する文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

	提出すべき書類	様式
一	第一条の書類	様式第九号
	〔同上〕	〔同上〕

第十三条 認可申請書その他の書類の提出部数は、別表第一から別表第三までのとおりとする。

様式第一―一号中「第11条」を「第12条」に、「第31条」を「第23条第1項」に、「第2条」を「第3条」に改める。

様式第一―二号を次のように改める。

様式第一―2号（第12条関係）

（用紙 日本産業規格A4縦型）

学校法人〇〇〇〇〇〇寄附行為変更認可申請書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

住 所

学 校 法 人 〇 〇 〇 〇 〇 〇 理 事 長

このたび学校法人〇〇〇〇〇〇の寄附行為を別紙のように変更したいので、私立学校法第108条第3項の規定によって認可されるよう、同法施行規則第44条の関係書類を添えて申請します。

（注）

- 1 「住所」は、申請者の主たる事務所の住所とすること。
- 2 「同法施行規則第44条」の部分については、申請内容に応じ、「同法施行規則第45条」とすること。

様式第一―三号中「第11条」を「第12条」に、「第45条第2項」を「第108条第5項」に、「第4条の3第2項」を「第46条第2項」に改める。

様式第一―四号中「第11条」を「第12条」に、「第52条第2項」を「第126条第3項」に、「第6条」を「第48条」に改める。

様式第一―五号中「第11条」を「第12条」に、「第64条第6項」を「第152条第7項」に、「第9条」を「第57条」に改める。

法人の沿革		役員等の内容		氏名	生年月日	最終学歴	主な職歴	等 常勤・非 常勤の別	審附行為の 項 (選任区分)
理事 数 〔定数 現員 区分 定数 現員〕	数 〔定数 現員〕	(理事長)	(理事)						
監事 数 〔定数 現員〕	数 〔定数 現員〕	(監事)							
その他		(法人事務局長)							
		(学長)							
		新設 新設 新設 校等 (学部長)							
		(学部長)							
		(大学事務局長)							
評議員等の内容	評議員等の内容	氏名	現職					常勤・非 常勤の別	審附行為の 項 (選任区分)
評議員数 〔定数 現員 区分 定数 現員〕									
合計 〔定数 現員〕		人数							

- (注)
- 1 「新設校の内容」の欄について
 - (1) 「申請区分」の項には、「大学の設置」、「学部の設置」、「学部の学科の設置」、「大学院の設置」、「研究科の設置」、「通信教育課程の開設」、「設置者変更」等と記入すること。
 - (2) 「新設校の住所」の項には、2以上の校地で教育を行う場合は、全ての所在地について記入すること。
 - (3) 「学校名」の項には、当該申請に係る大学、短期大学又は高等専門学校を記入すること。
 - (4) 「学部・学科名等」の項には、当該申請に係る大学の学部及び学科、短期大学の学科又は高等専門学校の学科若しくは大学院の研究科及び専攻の名称を記入すること。
 - (5) 「編入学生」の項には、編入学生を設ける場合に、編入学を行う年次に編入学生を記入すること。また、「収容定員」の項には編入学生も含めた収容定員を記入すること。
 - (6) 昼夜開講制を実施する場合には、「入学定員」、「編入学生」及び「収容定員」の項をそれぞれ昼間主コース、夜間主コースに分けて記入すること。
 - (7) 「備考」の項には、当該申請に係る閉校年度を行う当該大学等のその他の学部等又は研究科等や同一設置者の他の大学、短期大学及び高等専門学校の入学定員や名称等の変更、学生募集の停止等について全て記入すること。また、既設学部等から入学定員の振替がある場合は、その内容を記入すること。なお、大学院又は大学院の研究科の場合には、当該大学院等の基礎となる学部等の名称を記入すること。
 - (8) 「学位又は称号」の項には、学位又は称号の名称を記入すること。
 - (9) 「学位又は学科の分野」の項には、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(平成15年文科科学省告示第39号)に規定する「学位の分野」又は「学科の分野」について、大学の学部等、短期大学の学科等又は研究科の専攻等は該当する「学位の分野」、高等専門学校の学科等は該当する「学科の分野」を記入すること。
 - (10) 「標準設置経費該当分野」の項には、「人社」、「自然」、「その他」、「医学」、「歯学」、「複合(その他)」のいずれかを記入すること。
 - 2 「既設校の内容」の欄について
 - (1) 申請時において当該学校法人が設置している学校があれば、その状況を記入すること(学校法人の設立に係る申請の場合は記載不要)。
なお、大学院を設置している場合には、「学部・学科・課程名等」の項に当該大学院及び研究科の名称を記入すること。
 - (2) 「収容定員充足率」の項は、申請を行う年度の5月1日現在の学生数を収容定員数で割って算出し、記入すること。
 - (3) 「備考」の項には、閉校年度の前年度から修業年限に応じた年数の定員変更の状況等を記入すること。
 - 3 「校地」「施設」の欄について
 - (1) 「学校名」の項には、当該学校法人が設置する全ての学校の名称の下に括弧書きで所在地を記入すること。
 - (2) 「現有面積」の項及び「左の内訳」の各項には、財産の一覧上「校地」「施設」としているものを記入すること。また、()内には、申請時以降になされる整備分を括弧書き外数で記入すること。
 - (3) 「負担付き」の項には、担保に供しているかについて「担保有無」に「有」又は「無」を記入し、担保に供している場合は、該当する「面積」、「新設校使用」には「有」又は「無」、「担保権利者」を記入すること。
 - 4 「法人の沿革」の欄について

大学等設置の認可及び届出並びに名称変更等の事項について、その時期及び概要を簡潔に記入すること。
 - 5 「役員等の内容」の欄について
 - (1) 寄附行為の変更により理事等の定数を変更する場合は、変更後の内容(定数及び理事の予定)についても併せて括弧書きで記入するとともに、理事予定者について所要事項を記入すること。この場合、選任条項の変更を伴うときは、「寄附行為の選任条項」の項を現行及び変更後に区分して記入すること。
 - (2) 「新設校等」の項には、新設校の長(学長、学部長、学科長、研究科長等)を記入し、事務局長については法人事務局長のほか当該大学等に事務局長がいる場合にはその者についても記入すること。
 - (3) 「主な職歴等」の項には、兼務している他の学校法人の役職については全て記入すること。
 - 6 「評議員等の内容」の欄について
 - (1) 「役員等の内容」の欄に準じて記入すること。
 - (2) 「現職」の項には、当該学校法人における役職名及び他の学校法人、財団法人、社団法人、宗教法人、株式会社等の名称・役職名を記入すること。
 - 7 この書類には、設置の趣旨等を記載した書類(資料を含む)及び学生の確保の見通し等を記載した書類(資料を含む)を添付すること。

(注)

1 「既設校の内容」の欄について

- (1) 申請時において当該学校法人が設置している学校の状況を記入すること。
なお、大学院を設置している場合には、「学部・学科・課程名等」の項に当該大学院及び研究科の名称を記入すること。
 - (2) 「収容定員充足率」の項は、申請を行う年度の5月1日現在の学生数を収容定員数で割って算出し、記入すること。
 - (3) 「備考」の項には、開設年度の前年度から修業年限に応じた年数の定員変更の状況等を記入すること。
- 2 「法人の沿革」の欄について
大学等設置の認可及び届出並びに名称変更等の事項について、その時期及び概要を簡潔に記入すること。
- 3 「役員等の内容」の欄について
審附行為の変更により理事等の定数を変更する場合は、変更後の内容（定数及び現員の予定）についても併せて括弧書きで記入するとともに、理事予定者について所要事項を記入すること。この場合、選任条項の変更を伴うときは、「審附行為の選任条項」の項を現行及び変更後に区分して記入すること。
- 4 「評議員等の内容」の欄について
(1) 「役員等の内容」の欄に準じて記入すること。
(2) 「現職」の項には、当該学校法人における役職名及び他の学校法人、財団法人、社団法人、宗教法人、株式会社等の名称・役職名を記入すること。

様式第二号その一及び様式第二号その二を削る。

様式第二一―二号の次に次の四様式を加える。

理事が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓 約 書

各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第31条第1項各号及び第2項に該当しない者であること
- 二 監事又は評議員を兼ねる者でないこと
- 三 理事のうちに、私立学校法第31条第4項各号に掲げる者が含まれていること
- 四 理事のうちに、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 五 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の3分の1を超えていないこと

年 月 日

設立代表者 ○○○○

(注)

- 1 「学校法人」は、寄附行為認可申請にあつては、設立しようとする学校法人の名称とすること。
- 2 「設立代表者」は、合併認可申請にあつては合併しようとする各学校法人の理事長、組織変更認可申請にあつては組織変更しようとする当該学校法人の理事長とすること。
また、学校法人の理事の兼任に係る届出にあつては当該学校法人の理事長とすること。
- 3 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。
- 4 私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上の評議員」は「3人以上の評議員」と変更することができる。

監事が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

誓 約 書

各監事について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第46条第1項各号に該当しない者であること
- 二 評議員若しくは職員又は子法人役員(監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。)若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと
- 三 監事のうちに、他の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

年 月 日

設立代表者 ○○○○

(注)

- 1 「学校法人」は、寄附行為認可申請にあつては、設立しようとする学校法人の名称とすること。
- 2 「設立代表者」は、合併認可申請にあつては合併しようとする各学校法人の理事長、組織変更認可申請にあつては組織変更しようとする当該学校法人の理事長とすること。また、学校法人の監事の就任に係る届出にあつては当該学校法人の理事長とすること。
- 3 「特別利害関係」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。
- 4 私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上」は「3人以上」と変更することができる。

評議員が私立学校法に定める資格等に適合することを証する書類

誓 約 書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを誓約します。

- 一 私立学校法第62条第1項第1号及び第2号に該当しない者であること
- 二 私立学校法第62条第3項各号に掲げる者が含まれていること
- 三 評議員のうち、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと
- 四 私立学校法第62条第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えていないこと
- 五 役員又は他の評議員のいすれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えていないこと

年 月 日

設立代表者 ○○○○

(注)

- 1 「学校法人」は、寄附行為認可申請にあつては、設立しようとする学校法人の名称とする。
- 2 「設立代表者」は、合併認可申請にあつては合併しようとする各学校法人の理事長、組織変更認可申請にあつては組織変更しようとする当該学校法人の理事長とすること。また、学校法人の評議員の兼任に係る届出にあつては当該学校法人の理事長とすること。
- 3 「特別利害関係員」は、私立学校法第31条第6項に規定するものをいう。
- 4 私立学校法第62条第3項第2号に掲げる者の該当が無い場合は、「私立学校法第62条第3項各号」は「私立学校法第62条第3項第1号」と変更することができる。
- 5 私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号)附則第2条第2項に規定する経過措置期間中は、「2人以上」は「3人以上」と、「6分の1」は「3分の1」と変更することができる。

会計監査人が私立学校法に定める資格に適合することを証する書類

番	約	書
各会計監査人について、次に適合していることを誓約します。		
一 私立学校法第81条第3項各号に該当しない者であること		
年	月	日
設立代表者 ○○○○		

(注)

- 1 「学校法人」は、寄附行為認可申請にあつては、設立しようとする学校法人の名称とすること。
- 2 「設立代表者」は、合併認可申請にあつては合併しようとする各学校法人の理事長、組織変更認可申請にあつては組織変更しようとする当該学校法人の理事長とすること。
また、学校法人の会計監査人の兼任に係る届出にあつては当該学校法人の理事長とすること。

様式第四号その一及び様式第四号その二中「第11条」を「第12条」と改めらる。

様式第四号その三中「第11条」を「第12条」とし、「帳簿価格」を「帳簿価額」とし、「2の(1)」を「3の(1)」とし、「転共用価格」を「転共用金額」と改めらる。

様式第四号その四中「第11条」を「第12条」とし、「帰属収入」を「事業活動収入」とし、「組入れられた」を「組み入れられた」とし、「積立てられた」を「積み立てられた」と改めらる。

様式第五号中「第¹²条」を「第¹²条」に改める。

様式第六号その一中「第¹²条」を「第¹²条」に、「財産田録」を「財産の一覧」に、「あたって」を「当たって」に改める。

様式第六号その二中「第¹²条」を「第¹²条」に、「財産田録総括表」を「財産の一覧(総括表)」に改める。

様式第七号その一から様式第八号までの規定中「第¹²条」を「第¹²条」に改める。

様式第九号を次のように改める。

理事、監事及び評議員が第1条各号に掲げる職見等を有することを証する書類

役 職	氏 名	第1条各号に掲げる職見等

（注） 職見等については、例えば、学校教育一般に対する認識や設置する大学等に関する職見等や、学校法人の役員や教員等の経歴等について記載すること。

様式第十号その一から様式第十号その三までの規定中「~~第12条~~」を「~~第13条~~」に改める。

様式第十号その四中「~~第12条~~」を「~~第13条~~」に改め、「~~第14条~~」を削り、「~~第15条~~」を「~~第16条~~」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第二十一号）附則第二条の規定により、この告示の施行の日前に学校法人又は私立学校法第五十二条第五項の法人の寄附行為、合併又は組織変更の認可の申請をするときは、改正後の様式を使用するものとする。

3 令和八年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等（大学の大学院の研究科の専攻及び専攻の課程の変更を除く。）をいう。）に伴う学校法人の寄附行為の変更の認可の申請をするときは、改正後の様式を使用するものとする。